# いじめ問題に関する学校の取組

岐阜県立恵那高等学校

岐阜県立恵那高等学校いじめ対策組織の設置と学校としての取組の策定

## 年間を通した取組

いじめを起こさないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

## いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 〇日常における児童生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- ○養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

## 管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- ○いじめの判断は、一人でしない。(生徒指導主事、学年主任等への報告・協議)
- ○校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- ○情報の提供者に迷惑がかからないよう配慮する。

## 関係児童生徒からの事実の確認

●複数の教員で対応し、個別で話を聞く。 ●共感的に聞き、事実を確実につかむ。

## いじめ防止等対策検討会議において対応方針の決定

- ○いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- ○学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- ○校長のリーダーシップの下、決定した対応方針を職員間で共通理解する。

#### 他の児童生徒への指導

- ○新たないじめを防止するための指導を行う。
- ○傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

## 関係機関との連携

○教育委員会、警察、子ども相談センター、市町村、民生委員、専門医等と連携・協力を図る。(情緒不安定、恐喝や暴行等の犯罪行為)

## いじめられた児童生徒、保護者への援助

- ○保護者からの訴えや相談には、気持ち に寄り添い、親身になって応じる。
- ○解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- ○カウンセリング等の継続支援を行う。
- ○家庭訪問は、原則として複数教員で行う。

## いじめた児童生徒、保護者への指導・対応

- ○行った行為について、許されないことを十 分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考え る。
- 〇いじめを繰り返さないためにいじめの背景 にあった状況について一緒に考える。
- にあった状況について一緒に考える。 〇家庭訪問は、原則として複数教員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

いじめ防止等対策検討会議における取組の定期的な見直し

## 早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	□管理職に第一報 □複数の教職員で対応 □事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の *被害者の立場に立って、行為としての事等 *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行 □加害生徒の保護者への連絡 □被害生徒の保護者への連絡	の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 実を確認する 行い、正確な情報を集約する
情報収集	□被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る *生徒自身に状況を書かせる□場合によっては、関係機関(警察等)や中学校の状況を出身中学校等に問合せ□情報を時系列で詳細かつ正確に記録(事実のみ5W1Hで記載)	
報連相	□管理職に報告した上でのいじめ防止等対象 * 情報集約 * 被害生徒・保護者への対応・支援、加害 * * 他の生徒への対応 * 今後の対応策、役割分担、指導方法等の原 □ 緊急職員会議の開催 * 全教職員への周知と共通認識を図る □ 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対 ついて協議 □ 地域担当生徒指導主事に報告 □ 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係 (* 電話連絡の後、第一報報告様式で報告 □ 場合によっては、PTA会長に報告	生徒・保護者への指導・支援 原案作成 *今後の対応策の見当と役割分担 対応、保護者への対応、関係機関(警察等)との連携に
	被害生徒	加害生徒
生徒への		
徒へ	□共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安(疎外感・孤独感等)の払 拭に努め、教職員が支えることを約束 する *今後の対応の在り方を、本人の要望を 十分考慮して決定する □教育相談係やスクールカウンセラー等 による心のケア	□「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す □叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う □形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する □心のケアを行う
徒への	*本人の不安(疎外感・孤独感等)の払 拭に努め、教職員が支えることを約束 する *今後の対応の在り方を、本人の要望を 十分考慮して決定する □教育相談係やスクールカウンセラー等 による心のケア	とした態度を示す □叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う □形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する □心のケアを行う 田の生徒への対応
徒へ	*本人の不安(疎外感・孤独感等)の払 拭に努め、教職員が支えることを約束 する *今後の対応の在り方を、本人の要望を 十分考慮して決定する □教育相談係やスクールカウンセラー等 による心のケア □周囲の生徒からいじめの情報提供があった。 *その勇気ある行動を褒め、誰をる限り具体 その際には情報提供者が誰なのか分から、 *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりする。	とした態度を示す □叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う □形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する □心のケアを行う 囲の生徒への対応 た場合 本的な事実を聴き取る ないよう配慮する
徒への対	*本人の不安(疎外感・孤独感等)の払 拭に努め、教職員が支えることを約束 する *今後の対応の在り方を、本人の要望を 十分考慮して決定する □教育相談係やスクールカウンセラー等 による心のケア □周囲の生徒からいじめの情報提供があった。 *その勇気ある行動を褒め、誰なのか分から、 *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりする。 「いじめは絶対に許さない」という教職員	とした態度を示す □叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う □形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する □心のケアを行う 囲の生徒への対応 た場合 本的な事実を聴き取る ないよう配慮する ることがないよう指導する

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ 防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。